

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要  
綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年6月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第167号

### 野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成18年野田市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「当該資格の取得に必要な期間に限り、」を削る。

附則に次の2項を加える。

（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始した者に支給する訓練促進給付金に関する特例）

- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに第2条に規定する養成機関において修業を開始した者であって同条第2号中「1年」とあるのを「6月」と読み替えた場合に訓練促進給付金の支給対象者に該当する者に対して訓練促進給付金を支給する場合における同号、第3条の表及び第5条第1号の規定の適用については、第2条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第3条の表中「調理師」とあるのは「調理師 シスコシステムズ認定資格、LP1認定資格等の6月以上のカリキュラムの修業が予定される資格（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係のものに限る。）」と、第5条第1号中「最後の12月」とあるのは「最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」とする。

（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始することを予定する者を対象とする事前相談等に関する特例）

- 4 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始することを予定する母子家庭の母等を対象とする事前相談等についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「1年」とあるのは、「6月」とする。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱附則第3項及び第4項の規定は、令和3年4月23日から適用する。